

平成二十七年八月二十日提出  
質問第三八七号

技術的制限手段に関する再質問主意書

提出者  
吉村洋文

## 技術的制限手段に関する再質問主意書

前回答弁書（内閣衆質一八九第三五八号）では、具体的な回答がなされていない事項がある。そこで、以下のとおり質問する。

一 「当該技術的制限手段の効果を妨げる」方式について、平成十一年二月九日付通商産業省「不正競争防止法の一部を改正する法律案内閣法制局第四部長説明資料」六頁で示した以外の方式が存在するのか、もしあれば、その具体的な内容を明らかにされたい。

二 著作権法の「技術的保護手段の回避」と不正競争防止法の「技術的制限手段の効果を妨げる」は、影像等が著作物である場合、規制の対象となる方式は異なるのか。もし、異なるのであれば、具体的にどう異なるのかを明らかにされたい。

右質問する。